破産手続廃止

平成２９年（フ）第１５７６号
さいたま市大宮区上小町256番地１デュオ大宮桜並木通り106
破産者　株式会社ＡＣＴ
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
兵庫県明石市港町２番６号
破産者　船栄水産有限会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
広島市南区東雲本町２丁目21番17号
破産者　アイエス株式会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１７号
熊本市北区清水万石１丁目４番地３―302
破産者　Ａｒｏｍａ　Ｓａｉｌｉｎｇ有限会社
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
大分県杵築市大字杵築665番地64
破産者　株式会社Ａ・Ｈ・Ｍ
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
北海道函館市高松町430番地４
破産者　株式会社関組
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２０号
茨城県水戸市河和田町145番地の７
破産者　有限会社理建工業
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２０９号
東京都八王子市暁町３丁目22番41号
破産者　株式会社フォーディアライフ
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２３号
東京都東大和市新堀３丁目７番地の１重信コーポ201号、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市中央２丁目153番地の11
破産者　すみれサービス有限会社
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２４号
東京都東大和市新堀３丁目７番地の１重信コーポ201号
破産者　小野　功也
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０８号
東京都府中市清水が丘３丁目10番地の５康コーポレーション202
破産者　佐藤　英司
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４２５号
東京都町田市三輪町237番地１グリーンハイム吉澤112
破産者　牧野　　功
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６３６号
横浜市青葉区あざみ野南１―９―６グリーンあざみ野101号
破産者　合同会社ブラウズトレーディング
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６３７号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目６番地15サクラビル701号室、更正決定前の表示横浜市中区山下町92番地
破産者　横浜繊維株式会社
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７５９号
神奈川県藤沢市石川２―１―23グリーンフィールドＢ
破産者　有限会社エフワン建設
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６２号
横浜市神奈川区白幡上町17番10―102号
破産者　株式会社ユニザード
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９２０号
神奈川県海老名市上今泉２丁目５番地39号
破産者　株式会社ウェルス
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０８号
静岡県浜松市西区西山町124番地の４
破産者　堀池塗装有限会社
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
三重県度会郡玉城町久保463番地１
破産者　Ｍ．ファクトリーこと　森本　里見
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１１４９号
京都府木津川市相楽城下100番地９
破産者　株式会社キノシタ
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係